

北方町立〇〇小・中学校業者選定委員会 規約（案）

第1章 名称 並びに 事務局

第1条 本委員会は北方町立〇〇学校業者選定委員会と称し、事務局を〇〇学校に置く。

第2章 目的

第2条 本委員会の目的は、児童・生徒にとっては貴重な学習の機会と大きな思い出に残る、保護者にとっては経済的負担の大きい学校徴収金が必要になる修学旅行、宿泊学習・生活科、社会科見学という学校行事等に利用する業者を選定することにある。

第3章 委員

第3条 本委員会は、第2条の目的を達成するために下記の者を委員とする。

- 1、保護する〇〇学校児童・生徒が在籍する〇〇学校PTA執行部役員（会長、副会長、書記、会計）。
- 2、本年度〇〇学校に在籍する学校職員である学校長、副校長、教頭、教務主任、事務職員とする。

第4章 活動

第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1、目的地や内容の承認
- 2、該当する内容の予算の確認。
- 3、見積依頼書の作成。
- 4、選定方法、3業者以上の見積書・企画書等依頼業者の選定。
- 5、業者への見積書・企画書依頼。
- 6、見積もり・企画書等受理。
- 7、見積書・企画書等の比較検討し、業者選定。
 - （1）金額だけでなく、企画・安全・便宜等複数の観点から比較検討する。
 - （2）議事録を学校職員が残す。
- 8、業者への採用・不採用通知の送付。
- 9、実施と精算・決算報告の確認。
- 10、その他、本委員会の目的達成に必要な事項。

第5章 役員

第5条 役員を次のように指名する

- 1、委員長は、PTA役員1名とする。
- 2、副委員長は、学校長とする。
- 3、事務局、書記は、学校職員が務める。

第6章 任務

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 1、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 2、書記は、選定等の記録をする。
- 3、事務局は、委員会の計画・議事に関わる内容の保存・必要な連絡等を担当する。
- 4、委員は、見積依頼書などの原案等を作成し提案をする。
- 5、その他、会長が付議する事項をその事項にふさわしいと考える委員に託す。
- 6、相互に連携を図り、会の目的を達成する。

第7章 任期

第7条 委員の任期は1カ年とする。但し再任は妨げない。

- 1、補充委員は、前任者の残任期間とする。

この規約は、令和3年4月1日より実施する。